

合志市六次産業化及び農商工連携新商品等開発事業

令和 7 年度公募要領

合志市は、農業者の所得向上及び地域産業の活性化を目的とし、六次産業化又は農商工連携による新商品等開発の支援を行うため、下記のとおり補助事業を実施します。

※審査により不採択の場合もありますので、ご理解のうえお申し込みください。

1 補助対象事業

合志市の農産品を活用し、六次産業化又は農商工連携によって実施する新商品等開発を対象とします。

2 補助対象者

合志市に所在する農業者又は中小企業等（市税等の滞納がある者又は団体を除く）

3 補助対象の経費

新商品等開発に必要な経費のうち、次に定めるものです。ただし、消費税及び地方消費税は含みません。なお、対象経費の適否については、審査会において決定します。

- （１） 消耗品費
- （２） 機器借り上げ費
- （３） 機器購入費 （ただし、3 分の 2 を上限とする。）
- （４） 外注費
- （５） その他、市長が必要かつ適当と認める経費

4 補助率及び補助額算定について

補助率算定割合	新規申請者	以前に本補助事業の交付を受けた申請者
新商品の開発	100%	左記補助率で算出した額と、補助限度額から過去 5 年間（※2）で交付された金額合計を差し引いた額とを比較し、低い額とする。
既存商品の改良 （※ 1）	50%	左記補助率で算出した額と、補助限度額から過去 5 年間で交付された金額合計を差し引いた額の 50% とを比較し、低い額とする。

※ 1）既存商品の改良

既に市場に出回っている商品（一過性のイベントやテスト販売以外での販売、不特定の

者への販売、繰り返しの販売を行った商品を指す) について、販路開拓や売上・生産性向上等を目的としてパッケージ変更や機器導入等を行うことをいう。ただし、著しく効用を増大させ得る新たな付加価値をつける場合においては、新商品と判断する。

なお、この最終的な該当の適否については、審査会における審査をもって決定とする。

※2) 過去5年間

申請年度以前の5ヵ年度を指す。(令和7年度申請であれば、令和2年度～令和6年度となる)

5 補助限度額

100万円以内

※補助金は、本年度予算の範囲内での交付となります。

採択者の補助額合計が予算の上限を超えた場合は、審査会で決定された割合をもって按分となり、申込額から減額されることがあります。

6 事業期間

交付決定日から令和8年3月31日(火)まで

7 申込方法

下記の書類を作成のうえ、公募期間内に提出してください。

- (1) 事業計画及び申込書
- (2) 新商品等開発企画書
- (3) 市税等滞納状況確認同意書
- (4) その他必要な書類(見積書、購入したい機材等の写真・カタログ、直近の確定申告書等)

※申込様式は、市の本補助事業紹介ページよりダウンロードできます。

8 公募期間

令和7年11月13日(木)～12月12日(金)(17時まで必着のこと)

9 提出場所

合志市役所 商工振興課(〒861-1195 合志市竹迫2140番地)

10 審査等

- (1) 公募期間終了後に審査会(要事業者出席)を実施し、補助対象者を決定します。
- (2) 審査内容については非公開とします。

- (3) 提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。なお、提出書類は秘密保持に十分配慮するものとし、本補助事業以外に無断で使用しません。

1 1 申請から補助金支払いまでの流れ



1 2 実績報告

事業終了後の実績報告を持って補助金額を確定させ、補助金の支払いとなります。下記の実績報告書のほか、領収書等の必要書類を揃えて、**令和8年3月31日（火）**までに提出ください。

また、当該年度以降も事業の成果等の報告を求める場合があります。

- (1) 事業実績報告書・収支精算書
- (2) 成果報告書
- (3) その他必要な書類（領収書、購入したものの写真等）

1 3 その他

採択後に事業内容の変更等がある場合には、必ず商工振興課にご連絡ください。

※この事業における各用語は、以下のとおり定義します。

(1) 六次産業化

農業者が二次産業及び三次産業まで手がけることで、農業の経営体質強化を目指すこと。

(2) 農商工連携

農業者と中小企業等が連携して行う事業。

(3) 新商品等開発

新たな商品やサービス等の開発又は改良を行う事業。

(4) 農業者

農業を営んでいるもの又はこれらが組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）なお、農業の定義は、日本標準産業分類による。

(5) 中小企業等

合志市中小企業等振興基本条例（平成22年条例第12号）第2条第2号に規定する中小企業等。

【条例抜粋】中小企業等 中小企業者、事業協同組合、企業組合、商工団体その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体及びこれらに準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。

